



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課(室)名
○長崎県証紙条例施行規則の一部を改正する規則	会 計 課
◎ 告 示	
・道路の供用開始	道 路 維 持 課
・公有水面埋立ての免許	港 湾 課
・一般競争入札の参加者の資格等	警 察 本 部 会 計 課
◎ 公 告	
・土地改良区の役員の退任	農 村 整 備 課
・都市計画の案の縦覧	都 市 政 策 課
・一般競争入札の実施	警 察 本 部 会 計 課
◎ 公安委員会告示	
・地域交通安全活動推進委員の辞職の承認	交 通 企 画 課
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施について	長崎県公立大学法人

規 則

長崎県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和3年10月12日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第78号

長崎県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県証紙条例施行規則（昭和41年長崎県規則第66号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「@」を削り、同様式注添付書類1を次のように改める。

- 申請人が法人の場合は登記事項証明書及び定款、申請人が個人の場合は住民票の写し及び申請人の経歴が確認できるもの。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第687号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年10月12日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 愛野島原線	島原市萩原三丁目5748番1地先から 島原市上の原一丁目6046番1地先まで	令和3年10月12日

長崎県告示第688号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和3年10月12日

長崎県知事 中村 法道

1 埋立ての免許年月日

令和3年10月4日

2 埋立ての免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 長崎県

所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号

代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道

代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号

3 埋立区域

ア 位置

長崎県長崎市野母町字里浦2023番12から2023番5に隣接する道路に隣接する無番地に至る地先公有水面並びに字堂ノ上1818番6に隣接する道路から字城ノ越1765番2に至る地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

765.25平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

長崎県長崎市野母町字蛙津2283番2、2283番3、2283番4、字里浦2023番10、2023番9、2023番11、2023番12、2023番2、2023番2に隣接する里道、2026番、2026番に隣接する里道、2025番1、2023番1、2023番7、1971番2、1971番1、1970番2、1970番2に隣接する里道、2023番6、2023番8、2023番5、字堂ノ上1818番6、1818番7、1817番4、1817番3、1817番2、1811番1、字城ノ越1768番3、1777番1、1778番、1779番1、1779番5、1765番2、1758番1、1758番1に隣接する里道、1756番、1757番1、1755番1、1750番1、1750番3、1750番3に隣接する里道、1751番、字蛙津2283番2から字里浦2023番5に隣接する県道に至る無番地、字堂ノ上1818番6から字城ノ越1779番5に至り隣接する県道の各地内並びに字里浦2023番10から字城ノ越1765番2に至る地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

23,533.64平方メートル

5 埋立地の用途

道路用地

長崎県告示第689号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年10月12日

長崎県知事 中村 法道

1 特定役務の種類

特定役務の種類は、次のとおりとする。

警察用船舶「つしま」船舶定期検査整備

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しないものとする。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号）に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和3年10月29日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありません。」の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
〔住所〕〒850-8570 長崎市尾上町3-1
〔名称〕長崎県出納局物品管理室
〔電話〕095-895-2884
〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。
- 5 指名停止に関する報告
競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。
- 6 3の(2)、3の(3)のイからロまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。
- 7 資格の有効期間及び更新手続
(1) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月30日までとする。
(2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。
- 8 資格の取消し等
(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
(3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

土地改良区の役員の退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、山田原土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。

令和3年10月12日

長崎県知事 中村 法道

退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所
佐々木 勇	雲仙市吾妻町阿母名218番地

都市計画の案の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに県に意見書を提出することができる。

令和3年10月12日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路 3・2・110号 滑石町線
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分 長崎県長崎市滑石3丁目、滑石4丁目及び大園町
- 3 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課、長崎県長崎振興局及び長崎市役所
- 4 縦覧期間
公告の日から2週間

一般競争入札の実施（公告）

警察用船舶の船舶定期検査整備について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年10月12日

長崎県知事 中村 法道

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
警察用船舶「つしま」船舶定期検査整備
 - (2) 整備の内容
警察用船舶「つしま」船舶定期検査整備仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
 - (3) 履行期間
令和3年12月6日から令和4年2月4日まで（61日間）
 - (4) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設

備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号、令和3年長崎県告示689号）に示した入札の参加審査を受け、船舶修理に係る入札参加資格を有すると認められた者であること。

- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
- 前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望する者は、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
- 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
（住所）〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1
（名称）長崎県出納局物品管理室
（電話）095-895-2884
（提出期限）令和3年10月29日（金）午後5時00分
- 4 入札参加条件
- (1) 当該整備の「仕様書」の内容を契約に基づき確実に、かつ、直ちに履行できる者であること。
 - (2) 当該整備の「仕様書」の内容の全部又は主体部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者。
 - (3) 当該整備については、日本国内において実施すること。
- 5 当該整備契約に関する事務を担当する部局等の名称等
- （名称）長崎県警察本部警務部会計課（契約係）
（住所）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
（電話）095-820-0110 内線2234
- 6 現場説明会
- (1) 令和3年11月1日（月）午前11時00分
 - (2) 長崎市多以良町1557-4 長崎県総合水産試験場前棧橋
- 7 契約条項を示す場所
- 5の部局等とする。
- 8 入札説明書の交付方法
- (1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
 - (2) 入札説明書の配布期間は、この公告の日から令和3年11月22日（月）午後5時00分まで（県の休日を除く。）とする。
 - (3) 入札説明書の配布場所は、5の部局等とする。
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 10 入札の場所及び期日等
- (1) 場所 長崎県警察本部内会議室
 - (2) 期日 令和3年11月24日（水）午後1時30分開始
開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 11 郵送による場合の入札書の受領期限等
- (1) 受領期限 令和3年11月22日（月）午後5時00分必着
 - (2) 提出先 長崎県警察本部警務部会計課契約係
 - (3) その他 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合
- (2) 契約保証金
- 契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合
- 13 入札者が代理人である場合の委任状の提出
- 入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。）の提出が必要である。適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 14 入札の無効
- 次の入札は、無効とする。
- なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提出しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 15 落札者の決定方法
- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 16 落札決定の取消
- (1) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (2) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 17 その他
- (1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続きの停止等

この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

18 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Police vessel “TSUSHIMA” periodical inspection 1 set

(2) Fulfillment Period:

December 6, 2021 through February 4, 2022

(3) Time-limit for the submission of tender:

5:00 pm. November 22, 2021

(4) Date and time for the opening of tender:

1:30 pm. November 24, 2021

(5) Contact point for the notice:

3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan

Finance Division

Police Administration Department

Nagasaki Prefectural Police

Tel 095-820-0110 ext 2234

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第35号

長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号）第8条の規定により、地域交通安全活動推進委員の辞職を承認したので公示する。

令和3年10月12日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

辞職を承認した者

氏名	活動区域	辞職を承認した日
法師山 大悟	早岐警察署の管轄区域	令和3年9月22日

雑 報

一般競争入札の実施について（公告）

長崎県立大学基幹ネットワークシステム賃貸借及び保守一式について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年10月12日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

長崎県立大学基幹ネットワークシステム賃貸借及び保守一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

- (3) 委託対象期間
令和4年6月1日～令和9年5月31日
 - (4) 委託作業場所
長崎県佐世保市川下町123番地1 長崎県立大学佐世保校
長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1 長崎県立大学シーボルト校
 - (5) 入札の方法
(1)の業務を一括して入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札の参加資格
 - (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
 - (2) アまたはイの資格を得ている者であること。
 - ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格。
 - イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札書受理期限までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者でないこと。
 - 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、令和3年11月4日17時00分までに次の提出場所へ提出すること。
申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
(住所) 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番地1
(名称) 長崎県公立大学法人 総務課財務グループ
(電話) 0956-47-2191
 - 4 入札参加条件
この入札に参加する者は、入札説明書に掲げる納入しようとする物品の機能等証明書を、令和3年11月4日17時00分までに、5の部局等に提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。
 - 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
(住所) 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番地1
(名称) 長崎県公立大学法人 企画広報課
(電話) 0956-47-2191 (FAX) 0956-47-8047
 - 6 入札説明書の交付
(期間) この公告の日から令和3年10月26日まで（大学の休日を除く。）の9時00分から17時00分の間。
(場所) 5の部局とする。
(受領) 入札参加希望者は、5の部局で必ず入札説明書を受領すること。
 - 7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 8 入札の日時及び場所
(日時) 令和3年11月11日 13時30分
(場所) 長崎県立大学佐世保校 大学院棟2階616教室
開札当日が悪天候（大雨、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
 - 9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
徴収しない
ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札額の100分の5の金額を徴する。
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合
- 10 入札が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。なお、適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 11 入札の無効
次の入札は、無効とする。なお、次の(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
(3) 入札者が連合して入札をしたとき。
(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
(6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
(7) 実作業者の情報技術が、業務に必要な要件を満たすものと認められなかったとき。
(8) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
(9) 入札書に記名押印がないとき（署名のみ、また、入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
(10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
(11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
(12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 12 落札者の決定方法
(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。
- 13 その他
(1) 契約書の作成を要する。
(2) その他、詳細は入札説明書による。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
(八九五)
二一
二二
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺ク
イ
田ク
ブ
宏
リン
ン
弥ト